二三　独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令　一〇　一

〇財務省

五四　税理士法施行規則の一部を改正する省令　五　176　四五

五五　独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令　五　176　四五

五六　独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令　五　176　四五

五七　個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令　五　176　四六

五八　外国為替に関する省令の一部を改正する省令　五　176　四六

〇財務省、農林水産省

二　独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　六　特37　七

〇財務省、経済産業省

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　五　176　四八

三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令　五　176　四八

〇財務省、国土交通省

二　独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令　七　178　一七

〇文部科学省

二八　金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令　五　176　四九

〇厚生労働省

二二二　厚生労働省組織規則の一部を改正する省令　三　174　四

二二三　金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令　五　176　五〇

二二四　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令　七　178　一七

二二五　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令　七　178　二〇

二二六　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令　七　178　二一

二二七　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令　七　178　二四

二二八　医師法施行規則等の一部を改正する省令　一四　182　一

二二九　調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令　一七　183　一

二三〇　令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令　一七　特42　一

二三一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令　一八　184　一

二三二　栄養士法施行規則等の一部を改正する省令　二〇　186　一

二三三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二四　一

二三四　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令　二五　特46　一

二三五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令　二七　一

〇農林水産省

五五　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三　二

五六　農薬取締法施行規則の一部を改正する省令　三　二

五七　独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令　五　176　五〇

五八　独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　五　176　五一

五九　独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令　五　176　五一

六〇　国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令　五　176　五二